



# 山形県公報

平成16年6月1日(火)  
第1546号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                    |                     |     |
|------------------------------------|---------------------|-----|
| 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... | ( 児 童 家 庭 課 ) ...   | 701 |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                | ( 村山総合支庁農村計画課 ) ... | 702 |
| 土地改良事業施行の適当の決定.....                | ( 同 ) ...           | 同   |
| 同.....                             | ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ... | 同   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                 | ( 同 ) ...           | 703 |
| 保安林内の皆伐面積の限度.....                  | ( 森 林 課 ) ...       | 同   |
| 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知.....        | ( 同 ) ...           | 704 |
| 洪水予報を行う河川及び当該河川に係る浸水想定区域の指定.....   | ( 河川砂防課 ) ...       | 705 |
| 都市計画事業の変更の認可.....                  | ( 都市計画課 ) ...       | 同   |
| 事業の認定.....                         | ( 管 理 課 ) ...       | 同   |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                                                 |     |
|-------------------------------------------------|-----|
| 山形海区漁業調整委員会委員選挙における仮投票用封筒等に押すべき県の選挙管理委員会の印..... | 707 |
| 政治団体の設立.....                                    | 同   |
| 政治団体の届出事項の異動.....                               | 同   |
| 政治団体の解散.....                                    | 708 |
| 政治団体の収支報告書の要旨.....                              | 同   |
| 同.....                                          | 709 |
| 同.....                                          | 710 |
| 同.....                                          | 712 |
| 資金管理団体の届出事項の異動.....                             | 713 |
| 資金管理団体の指定の取消.....                               | 同   |

### 公 告

|                           |                     |     |
|---------------------------|---------------------|-----|
| 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告..... | ( 情報企画課 ) ...       | 同   |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | ( 庄内総合支庁企画振興課 ) ... | 714 |
| 一般競争入札の公告.....            | ( 病院事業局 ) ...       | 715 |

## 告 示

山形県告示第631号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年6月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.75パーセント」を「年0.8パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成16年4月14日から適用する。
- 2 平成16年4月14日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第632号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山口・田麦野土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年6月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所        |
|----------|---------|------------|
| 理 事      | 伊 藤 孝 平 | 天童市大字山口748 |

山形県告示第633号

東根市から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年5月24日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
新規土地改良事業計画書の写し（本郷和合地区）
- 2 縦覧に供する場所  
東根市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成16年6月4日から同年7月2日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第634号

羽黒町から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年5月21日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し（手向地区）
- 2 縦覧に供する場所  
羽黒町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成16年6月8日から同年7月6日まで
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第635号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年6月1日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良区の名称  
大町溝土地改良区
- 2 事務所の所在地  
飽海郡平田町大字砂越字小形111番地
- 3 認可年月日  
平成16年5月20日

山形県告示第636号

平成16年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成16年6月1日

山形県知事 高橋和雄

| 森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林 |           | 皆伐面積の限度 |
|---------------------------------|-----------|---------|
|                                 |           | ヘクタール   |
| 日向川                             | 水源かん養保安林  | 146.70  |
| 相沢川                             | 同         | 0.98    |
| 田川地                             | 同         | 361.12  |
| 鮭川                              | 同         | 111.23  |
| 小国川                             | 同         | 2.96    |
| 銅山川~角                           | 同         | 62.92   |
| 北村山地                            | 同         | 190.82  |
| 寒河江                             | 同         | 59.36   |
| 月布川~朝日                          | 同         | 1.08    |
| 山形地                             | 同         | 159.62  |
| 白川                              | 同         | 373.45  |
| 荒川                              | 同         | 135.68  |
| 置賜地                             | 同         | 457.57  |
| 前川                              | 同         | 20.06   |
| 日向川                             | 土砂流出防備保安林 | 10.89   |
| 相沢川                             | 同         | 12.44   |
| 田川地                             | 同         | 292.40  |
| 五十川~鼠ヶ関                         | 同         | 135.14  |
| 鮭川                              | 同         | 23.96   |
| 小国川                             | 同         | 37.06   |
| 銅山川~角                           | 同         | 30.68   |
| 北村山地                            | 同         | 420.67  |
| 寒河江                             | 同         | 50.90   |
| 月布川~朝日                          | 同         | 25.26   |
| 山形地                             | 同         | 112.54  |
| 白川                              | 同         | 481.15  |
| 荒川                              | 同         | 52.76   |
| 置賜地                             | 同         | 273.41  |
| 前川                              | 同         | 32.72   |
| 遊佐町                             | 飛砂防備保安林   | 22.84   |

|     |   |   |   |   |   |   |       |       |
|-----|---|---|---|---|---|---|-------|-------|
| 酒田  | 市 |   |   | 同 |   |   | 22.39 |       |
| 鶴岡  | 市 |   |   | 同 |   |   | 3.74  |       |
| 遊佐  | 町 | 防 | 風 | 保 | 安 | 林 | 0.62  |       |
| 酒田  | 市 |   |   | 同 |   |   | 0.06  |       |
| 八幡  | 町 | 干 | 害 | 防 | 備 | 保 | 安     | 林     |
| 平田  | 町 |   |   | 同 |   |   | 4.28  |       |
| 鶴岡  | 市 |   |   | 同 |   |   | 3.81  |       |
| 朝日  | 村 |   |   | 同 |   |   | 4.70  |       |
| 立川  | 町 |   |   | 同 |   |   | 1.14  |       |
| 藤島  | 町 |   |   | 同 |   |   | 2.46  |       |
| 戸沢  | 村 |   |   | 同 |   |   | 17.04 |       |
| 舟形  | 町 |   |   | 同 |   |   | 1.36  |       |
| 鮭川  | 村 |   |   | 同 |   |   | 0.94  |       |
| 最上  | 町 |   |   | 同 |   |   | 12.98 |       |
| 大蔵  | 村 |   |   | 同 |   |   | 1.34  |       |
| 村山  | 市 |   |   | 同 |   |   | 3.08  |       |
| 東根  | 市 |   |   | 同 |   |   | 4.24  |       |
| 寒河江 | 市 |   |   | 同 |   |   | 8.92  |       |
| 朝日  | 町 |   |   | 同 |   |   | 1.58  |       |
| 大山  | 町 |   |   | 同 |   |   | 11.14 |       |
| 天童  | 市 |   |   | 同 |   |   | 2.74  |       |
| 米沢  | 市 |   |   | 同 |   |   | 3.68  |       |
| 小国  | 町 |   |   | 同 |   |   | 4.52  |       |
| 飯豊  | 町 |   |   | 同 |   |   | 11.38 |       |
| 白鷹  | 町 |   |   | 同 |   |   | 1.06  |       |
| 高畠  | 町 |   |   | 同 |   |   | 1.12  |       |
| 鶴岡  | 市 | 魚 | つ | き | 保 | 安 | 林     | 12.50 |
| 朝日  | 村 | 保 | 健 | 保 | 安 | 林 | 5.34  |       |
| 最上  | 町 |   |   | 同 |   |   | 0.06  |       |
| 村山  | 市 |   |   | 同 |   |   | 0.24  |       |
| 東根  | 市 |   |   | 同 |   |   | 0.60  |       |
| 尾花  | 市 |   |   | 同 |   |   | 24.10 |       |
| 寒河江 | 市 |   |   | 同 |   |   | 3.34  |       |
| 大江  | 町 |   |   | 同 |   |   | 18.14 |       |
| 天童  | 市 |   |   | 同 |   |   | 6.40  |       |
| 上山  | 市 |   |   | 同 |   |   | 16.54 |       |
|     |   |   |   |   |   |   | 0.80  |       |

山形県告示第637号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成16年6月1日

山形県知事 高橋和雄

- 1 解除予定保安林の所在場所  
東田川郡朝日村大字大鳥字柵形(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第638号

水防法(昭和24年法律第193号)第10条の2及び第10条の4第1項の規定により、洪水予報を行う河川及び当該河川に係る浸水想定区域を次のとおり指定する。

平成16年6月1日

山形県知事 高橋和雄

1 洪水予報を行う河川

| 水系名 | 河川名 | 区 間                                                          |                                                         |
|-----|-----|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|     |     | 上 流 端                                                        | 下 流 端                                                   |
| 最上川 | 須川  | 左岸<br>上山市関根字東通1055番地先 須川橋から<br>右岸<br>上山市宮脇字下河原712番40地先 須川橋から | 左岸<br>山形市大字飯塚字中河原1629番地先まで<br>右岸<br>山形市大字飯塚字中河原165番地先まで |

2 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深

別紙のとおり(別紙は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。)

3 指定年月日

平成16年6月1日

山形県告示第639号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成16年6月1日

山形県知事 高橋和雄

1 施行者の名称

上山市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 山形広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・101号高松四ツ谷線

3 変更の内容

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成4年8月28日から平成16年6月1日まで

山形県告示第640号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成16年6月1日

山形県知事 高橋和雄

1 起業者の名称

飯豊町

2 事業の種類

飯豊町介護老人保健施設及び飯豊町国民健康保険診療所建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 飯豊町大字椿字上椿地内

(2) 使用の部分 なし

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

飯豊町介護老人保健施設及び飯豊町国民健康保険診療所建設事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和22年法律第101号）による保健所若しくは医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関又は検疫所」に関する事業に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である飯豊町は、一般会計により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 現在、飯豊町には、リハビリテーション機能を有する介護老人保健施設が無いことから脳疾患等の疾病により身体に何らかの障害が残ったとしても急性期医療が終了すると同時に、在宅介護若しくは町内の介護老人福祉施設への入所のいずれかの選択肢しか残されていない。そのため、看護及び医学的な管理下における機能訓練等のリハビリテーションを行えば社会復帰が可能な高齢者であっても、医療機関退院と同時期に家族によって介護老人福祉施設への入所申込が行われ、施設入所待機者として在宅にいる高齢者の数が増加の傾向にある。

本件事業の施行により、介護に関わる家族の負担を軽減し、軽度の要介護者を始めとして積極的に身体機能の回復を図ることが可能となり、介護保険の在宅介護を推進するとともに、町民の生活の質的向上に大きく寄与するものと認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、工事期間中の重機等の騒音・振動による近隣保育園や在宅複合型老人施設への影響が考えられる。この点に関しては、午睡（昼寝）の時間帯に留意するとともに、周辺住宅の生活時間帯にも十分に配慮する等の措置を講じることとしている。

よって本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ハ 起業地の位置について

(イ) 既存の住宅複合型老人福祉施設に比較的近い距離にあり、連携が可能であること。

(ロ) 必要面積を確保できること。

(ハ) 事業費が安価であること。

等の基準により、起業地の候補地を3箇所選定し、候補地の優劣を比較した結果、本件事業の起業地は、既存の在宅複合型老人福祉施設と50m程の場所に位置し施設間の連携が可能であること、必要な面積を確保できること、事業費が最も安価であることから最適であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

##### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 飯豊町は、平成14年10月1日現在、29.3%であった高齢化率が平成16年3月1日現在では30.3%までに伸びている。

しかし、飯豊町には町が属する置賜保健福祉圏域内の8自治体（3市5町）の中で唯一、病床を有する二次医療機関（入院施設を備えた病院等）がなく、なおかつリハビリテーション機能を有する介護老人保健施設も有していない。

そのため脳疾患等の疾病により身体に何らかの障害が残ったとしても急性期医療が終了すると同時に、在宅介護若しくは町内の介護老人福祉施設への入所のいずれの選択肢しか残されていない。しかしながら、介護老人福祉施設の入所待機者は年々著しく増加している状況である。

したがって、本件事業は、緊急に施行する必要があると認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、介護老人保健施設と診療所に求められている役割を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることとも合理的であると認められる。

ハ 以上のような状況にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、

土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 起業地を表示する図面の縦覧場所  
飯豊町福祉課

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第72号

海区漁業調整委員会委員選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒に押すべき県の選挙管理委員会の印について次のとおり定める。

平成16年6月1日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令(昭和25年農林省令第50号)別記第6号様式備考第3号、同省令第12条で準用する公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)第10条別記第11号様式備考第2号及び同省令別記第6号様式の5備考第1号の規定により、山形海区漁業調整委員会委員選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用封筒外封筒及び郵便等による不在者投票用封筒外封筒に押すべき県の選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

山形県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成16年6月1日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

政 党

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地  | 届出年月日     |
|-----------------|--------|----------|-------------|-----------|
| 自由民主党山形県米沢市第四支部 | 中川 勝   | 小形文男     | 米沢市本町3-1-11 | 平成16.4.30 |

山形県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成16年6月1日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

政 党

| 政治団体の名称      | 異動事項       | 内 容             |                      | 届出年月日     |
|--------------|------------|-----------------|----------------------|-----------|
|              |            | 新               | 旧                    |           |
| 民主党山形県第3区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 酒田市上安町1-1-22 1F | 酒田市中町1-14-26 竹内ビル 2F | 平成16.4.28 |
|              | 代 表 者      | 関 口 修           | 斎 藤 淳                | 同 4.28    |

## その他の団体

| 政治団体の名称       | 異動事項       | 内 容               |                      | 届出年月日          |
|---------------|------------|-------------------|----------------------|----------------|
|               |            | 新                 | 旧                    |                |
| 地球の声・鶴岡       | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市道田町21 - 29     | 鶴岡市本町1 - 5 - 13      | 平成<br>16. 3.31 |
| 川西町の21世紀をひらく会 | 主たる事務所の所在地 | 東置賜郡川西町大字高山21 - 2 | 東置賜郡川西町大字上小松1078 - 1 | 同<br>4.30      |

## 山形県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成16年6月1日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

## 政 党

| 政治団体の名称     | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|-------------|--------------|---------------|
| 民主党山形県山形市支部 | 解 散          | 平成16. 3.31    |

## その他の政治団体

| 政治団体の名称   | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|-----------|--------------|---------------|
| 土門はるあき後援会 | 解 散          | 平成15.12.31    |

## 山形県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成14年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年6月1日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏



(その他の政治団体) 単位: 円

| 政治団体の名称                                  | 土門はるあき後援会 |
|------------------------------------------|-----------|
| 報告年月日                                    | 16. 4.21  |
| 収入総額                                     | 10,000    |
| 前年繰越額                                    | 10,000    |
| 本年収入額                                    | 0         |
| 支出総額                                     | 0         |
| 本年収入の内訳                                  |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |           |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |           |
| 政党匿名寄附                                   |           |
| 事業収入(内訳別掲)                               |           |
| 交付金収入                                    |           |
| 借入金(内訳別掲)                                |           |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |           |
| 支出の内訳                                    |           |
| 経常経費                                     | 0         |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |           |
| 政治活動費                                    | 0         |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0         |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |           |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |           |
| 資産等の有無                                   | 無         |

## 山形県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年6月1日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

敏

(その他の政治団体)単位:円

| 政治団体の名称                                  | 土門はるあき後援会 |
|------------------------------------------|-----------|
| 報告年月日                                    | 16. 4.21  |
| 収入総額                                     | 10,000    |
| 前年繰越額                                    | 10,000    |
| 本年収入額                                    | 0         |
| 支出総額                                     | 0         |
| 本年収入の内訳                                  |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |           |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |           |
| 政党匿名寄附                                   |           |
| 事業収入(内訳別掲)                               |           |
| 交付金収入                                    |           |
| 借入金(内訳別掲)                                |           |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |           |
| 支出の内訳                                    |           |
| 経常経費                                     | 0         |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |           |
| 政治活動費                                    | 0         |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0         |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |           |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |           |
| 資産等の有無                                   | 無         |

## 山形県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年6月1日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部

敏

(その他の政治団体)単位:円

| 政治団体の名称                          | 民主党山形県山形市支部 |
|----------------------------------|-------------|
| 報告年月日                            | 16. 3. 8    |
| 収入総額                             | 4,342,439   |
| 前年繰越額                            | 2,222,439   |
| 本年收入額                            | 2,120,000   |
| 支出総額                             | 4,342,439   |
| 本年收入の内訳                          |             |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |             |
| 寄附(内訳別掲)                         | 2,120,000   |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  | 1,120,000   |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) | 1,000,000   |
| 政党匿名寄附                           |             |
| 事業収入(内訳別掲)                       |             |
| 交付金収入                            |             |
| 借入金(内訳別掲)                        |             |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |             |
| 支出の内訳                            |             |
| 経常経費                             | 542,439     |
| 人件費                              |             |
| 光熱水費                             |             |
| 備品・消耗品費                          | 439,239     |
| 事務所費                             | 103,200     |
| 政治活動費                            | 3,800,000   |
| 組織活動費                            |             |
| 選挙関係費                            |             |
| 事業費                              | 0           |
| 機関紙発行事業費                         |             |
| 宣伝事業費                            |             |
| パーティー事業費                         |             |
| その他の事業費                          |             |
| 調査研究費                            |             |
| 寄附・交付金                           | 3,800,000   |
| その他の経費                           |             |
| 資産等の有無                           | 無           |

民主党山形県山形市支部

## ○寄附の内訳

(個人分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金額         | 住所・所在地 |
|-----------|------------|--------|
| 荒井進       | 1,000,000円 | 山形市    |

(法人その他の団体分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金額         | 住所・所在地 |
|-----------|------------|--------|
| 山形環境事業(株) | 1,000,000円 | 山形市    |



## 山形県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成16年6月1日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 異動事項  | 内容          |              |
|-----------|---------|-------|-------------|--------------|
|           |         |       | 新           | 旧            |
| 斎藤 淳一     | 山形市議会議員 | 公職の種類 | 山形市議会議員(現職) | 山形市議会議員(候補者) |

## 山形県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成16年6月1日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日    |
|-----------|-----------|------------|
| 武田 一夫     | 市政経済懇話会   | 平成16. 5.12 |

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年6月1日

山形県知事 高橋 和雄

- 1 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機の賃貸借ならびにプログラム・プロダクトの使用権の設定及びシステム制御プログラムの技術援助 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(630)2098
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北営業支店 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目3番10号
- (5) 随意契約に係る契約金額 43,397,970円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第10条第1項第2号該当
- 2 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機の賃貸借ならびにプログラム・プロダクトの使用権の設定およびシステム制御プログラムの技

## 術援助 一式

- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号  
023(630)2098
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- (5) 随意契約に係る契約金額 134,820,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第2号該当
- 3 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機、周辺装置及びソフトウェアの賃貸借及び保守 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号  
023(630)2098
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北営業支店 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目3番10号
- (5) 随意契約に係る契約金額 38,430,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第2号該当
- 4 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワークにおけるサーバ運営管理保守 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号  
023(630)2098
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
伊藤忠テクノサイエンス株式会社さいたま支店 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4-262-16
- (5) 随意契約に係る契約金額 38,850,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第2号該当
- 5 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号  
023(630)2098
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
東日本電信電話株式会社山形支店 山形市本町一丁目7番54号
- (5) 随意契約に係る契約金額 40,425,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第2号該当

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年6月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年5月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 ふれあいヘルパーサービス

(2) 代表者の氏名

佐藤 勝一

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市相生町二丁目3番80号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護保険法に基づく訪問介護事業及び日常生活への手助けが必要な地域住民に対する有償ボランティア事業を総合的かつ一体的に運営することにより、長寿社会における地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、血液透析システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年6月1日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形県新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階大会議室

(2) 日 時 平成16年7月16日(金) 午後1時30分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 血液透析システム 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成16年9月30日(木)

(4) 納入場所 山形県立新庄病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。

(2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(4) 9の(1)により提出された製作仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形県新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課 電話番号0233(22)5525

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入

札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成16年7月9日(金)までに提出すること。この場合において、製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により、調達手續の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Hemodialysis machine system Quantity: 1
- (2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. July 16, 2004
- (3) Contact point for the notice: Medical Management Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo- shi, Yamagata- ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525